

厚生労働大臣の定める掲示事項

1 入院基本料に関する事項について

当院は、1日に22人以上の看護職員が勤務しており、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・ 9時～ 17時まで 看護職員1人当たり受け持ちは 4人以内です。
- ・ 17時～ 0時まで 看護職員1人当たり受け持ちは13人以内です。
- ・ 0時～ 9時まで 看護職員1人当たり受け持ちは13人以内です。

2 食事療養について

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士の管理のもと、食事を適時（夕食は午後6時以降）、適温（温冷配膳車による適温配送）で提供しています。

3 東北厚生局長への届出事項について

当院では、次の事項について診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92条）に基づき、東北厚生局長への届出を行い、診療報酬上費用を算定しています。

- (1) 一般病棟 10対1入院基本料
- (2) 重症者等療養環境特別加算
- (3) 救急医療管理加算
- (4) 栄養管理実施加算
- (5) 薬剤管理指導料
- (6) 検体検査管理加算（Ⅰ）
- (7) 褥瘡患者管理加算
- (8) 入院時食事療養（Ⅰ）
- (9) 一般病棟看護必要度評価加算

4 保険外負担について

衛生材料等治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は行っておりません。

5 180日を超える入院

患者様の事情により長期に入院される場合は180日を超える日から入院料の一部を負担していただきます。ただし、難病等の患者様につきましては負担がありません。

- 老人医療受給者 1日につき1,460円
- 上記以外の方 1日につき2,050円

6 特別の療養環境の提供について

患者様の希望により特別の療養環境（いわゆる差額ベッドの提供）を行う場合は、福島県立病院事業の設置等に関する条例に基づき特別病室加算料を負担していただきます。

区分	病室	1日当たり料金
特別室B	402・502	3,360円
特別室D	403・405・406・503	860円

平成22年11月

福島県立喜多方病院長

厚生労働大臣の定める掲示事項 (保険外負担に関する事項)

当院では、以下の項目について実費のご負担をお願いしています。

- 診察券再発行代 100円
- 保険会社医師面談料 1回5,250円
- 死体処理料 7,530円
- レントゲンフィルムコピー 半切り1枚 880円
- 診断書等交付手数料
 - ・ 領収証明書等(6か月以下の証明) 1通につき 1,110円
 - ・ 領収書証明書等(6か月を超える証明) 1通につき 1,170円
 - ・ 通院証明書等 1通につき 1,770円
 - ・ 普通診断書等 1通につき 2,380円
 - ・ 保険金等請求のための診断書等 1通につき 6,450円

詳しくは、事務部医事職員にお尋ねください。

平成22年11月

福島県立喜多方病院長